

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、所在のA会社（以下「事業場」という。）に雇用され、事業場Bセンターの厨房の非加熱ラインにて、野菜、塩揉、乾物の戻しなどの下処理作業及び炊飯等の業務を行っていた。

請求人によれば、手指腕を使う作業が多く、約5kgから30kgもの重量物を扱っていたことにより、手指腕の関節症、手根管症候群を発症したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「左手根管症候群、右TFCC損傷、左母指CM関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由であると認め、これを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、時効により請求権が消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付を受ける権利が時効によって消滅している
と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 療養補償給付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効によって消滅する
とされているところ(労災保険法第42条)、本件療養の費用の支給を受ける権
利は、療養の費用を支出した都度又は当該費用の支出が具体的に確定した都度
発生し、それぞれ、その翌日から当該費用ごとの支給請求権の時効が進行する
ことと解されている。
 - (2) 療養補償給付たる療養の費用請求は、必要な事項を記載した請求書を労働基
準監督署長に提出することにより行わなければならない(労働者災害補償保険
法施行規則第13条及び第54条)が、監督署長が請求人の療養補償給付たる
療養の費用請求書を受け付けたのは平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月〇
日から同年〇月〇日までの間に係る請求人の療養補償給付を受ける権利は、2
年と定められている時効期間を経過していることから、同給付を受ける権利は
時効により消滅していると判断する。
 - (3) 請求人は、休業補償給付の請求が遅れた理由として、監督署職員から本件移
送費に係る請求ができることや時効についての説明がなかった旨を主張するが、
法に基づく権利についての権利者の不知は時効の進行を妨げ得ないことから、
同主張は採用できない。
- 3 以上のとおり、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る療養補償給

付（移送費）を受ける権利が時効により消滅したものであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。